

第 1 章 概 説

第1章 概 説

1.1 本技術指針の目的および適用

斜面の崩壊は地形、地質、降雨、地下水等が複雑に関係しているため、その解明にあたっては現地調査を含めた基礎的な調査が必要である。またこれら複雑な要因による斜面の崩壊を防止するため、現在までに非常に多くの対策工法がとられている。

本指針は今まで行われた工法、施工方法等をできるだけ統一、基準化しようとするものであるが、斜面崩壊防止工事は施工箇所の地形、地質等の局地的な問題があり、この指針はあくまで標準的なもので、例えば数値などは標準値を示すものであり、計算を行った場合は当然その数値を採用するなど、実施にあたってはここに示したものを参考として現場で確認のうえ、さらに創意工夫を加えることが望まれる。

1.2 急傾斜地崩壊対策事業概要

急傾斜地崩壊対策事業は昭和42年7月に西日本に発生した災害を契機に開始された。この災害では市街地の裏山あるいはがけが崩壊して多数の死者を出した。

このため昭和42年から予算措置で、昭和44年度からは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）により事業を推進している。

なお、がけ崩れによる災害を防止するために、急傾斜地法に基づくハード対策と同時に、崩土の到達が予想される危険な区域における警戒避難体制の整備等ソフト対策を推進していくことが重要であり、急傾斜地法において警戒避難体制の整備等が規定されていたが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年に制定され同法に引き継がれた。

1.3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

1.3.1 急傾斜地法の目的

この法律は、「急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資する」ことを目的としている。（急傾斜地法第1条）

本法の目的は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することにある。ここで急傾斜地とは傾斜度が30°以上の土地をいう。（急傾斜地法第2条）

1.3.2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域とは、その指定によって法律が実際に働くようになる土地の区域をいうのであって、その効果として行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令、崩壊防止工事の施工等が行われることになっている。したがって急傾斜地崩壊危険区域の指定は、この法律による急傾斜地崩壊対策の出発点となる。現在傾斜 30° 以上、がけ高 5m 以上の崩壊するおそれのあるがけで、かつ保全対象人家戸数が 5 戸以上または 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある地区を指定するようにしている。指定範囲基準を図 1-1 に示す。急傾斜地の崩壊により被害が生ずるおそれのある範囲（被害想定区域）としては、急傾斜地の下端から当該急傾斜地の高さの 2 倍（概ね 50m を限度）程度および急傾斜地の上端から急傾斜地の高さ（概ね 50m を限度）程度とする。急傾斜地に隣接する誘発助長区域は、個々の急傾斜地において、制限行為を行うことにより当該急傾斜地の崩壊について有害な影響を与える範囲とし、急傾斜地の下端および上端から当該急傾斜地の高さ程度の範囲を目安とする。

急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲は法令では定めがないため、鳥取県では、国の「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」(H11) に準じて、「急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務特記仕様書」(第 14 章参照) に基づき定めている。

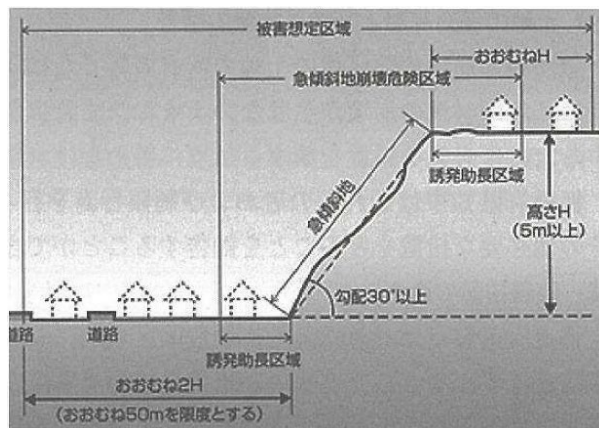


図 1-1 急傾斜地崩壊危険区域の指定範囲基準

(2) 指定の対象となる土地の区域

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危険が生ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地の区域が指定の対象となる。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事（都道府県営工事）の施行

都道府県は、当該急傾斜地の所有者等または当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められる場合には、急傾斜地崩壊防止工事を施行する。（急傾斜地法第 12 条）

したがって、県が防止工事を施工するには相当の理由が必要である。

前述の「施行することが困難又は不相当」を例示すると、以下のとおりである。

【例示】保全対象が多い、急傾斜地の高さが高い、高度な技術を要する、など。

なお、人工斜面（人為的な要因により危険となった斜面）は、所有者等が自ら原因を作ったものであることから、県が公共の利益のために公益の侵害が起こることを防止する理由が小さい。

また、砂防法の「砂防指定地」、森林法の「保安林、保安施設地区」、地すべり等防止法の「地

すべり防止区域」が指定されている場合には、急傾斜地崩壊防止工事は実施できない。(区域指定は可能)。

これは、他法令で区域指定されている土地については、それぞれの法律により急傾斜地崩壊対策が行われるためである。

1.4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害防止法)

(1) 制定の経緯

平成 11 年 6 月 29 日に、梅雨前線の活動に伴う集中豪雨により、広島県、呉市を中心に土石流やがけ崩れが同時多発的に発生するという大災害が発生した。これを契機に、土砂災害の危険がある土地におけるソフト対策の本格的な検討が開始され、平成 12 年 4 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)(以下、「土砂災害法」という。)が成立し、翌年に施行された。

(2) 目的

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命および身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等を目的としている。このように土砂災害防止法は、土砂災害防止に関するソフト対策を講じるための法律であり、急傾斜地法等の既存の事業関連諸制度と関連して総合的な土砂災害対策を講じることをねらいとしている。

(3) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定

都道府県は、基本方針に基づき土砂災害により被害をうけるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等の調査(基礎調査)を実施し、市町村の長に通知するとともに公表しなければならない。また、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を指定する(図 1-2)。

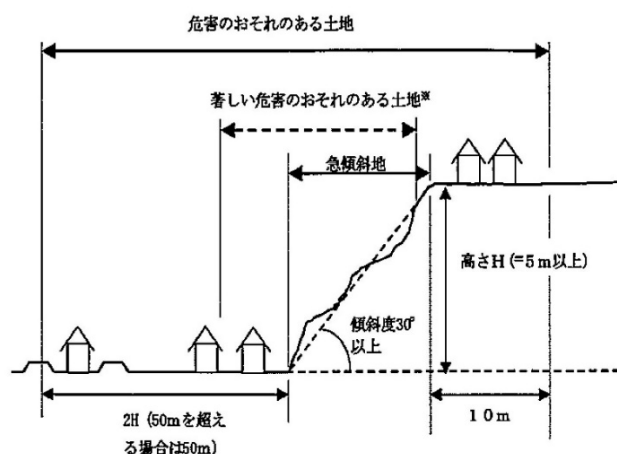


図 1-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定(急傾斜地の崩壊)

また、明らかに地形的条件が変化し、指定の事由がなくなつたと認められる場合には速やかに見直しまたは解除を実施する。

(a)土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指す。急傾斜地の崩壊については、

イ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域

ロ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域

ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

が土砂災害警戒区域となる。土砂災害警戒区域に指定されると、以下のようなことが行われる。

○市町村地域防災計画への記載

○災害時要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制の整備

○土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

○宅地建物取引における措置（宅建業法第 35 条第 1 項第 12 号）

(b)土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じる住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を指す。この区域は、以下の式により①移動の力と②堆積の力をそれぞれ算出し、いずれかの力が通常の建築物の有する耐力を上回る土地の区域を指定する。

$$\textcircled{1} F_{sm} = \rho_m g h_{sm} \left[\left\{ \frac{b_u}{a} (1 - \exp(-2aH/h_{sm} \sin \theta_u)) \cos^2(\theta_u - \theta_d) \right\} \exp(-2aX/h_{sm}) + \frac{b_d}{a} (1 - \exp(-2aX/h_{sm})) \right]$$

$$\textcircled{2} F_{sa} = \frac{\gamma h \cos^2 \phi}{\cos \delta \{1 + \sqrt{\sin(\phi + \delta) \sin \phi / \cos \delta}\}^2}$$

ここに、

$$a = \frac{2}{(\sigma - 1)c + 1} f_b$$

$$b_u = \cos \theta_u \left\{ \tan \theta_u - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

$$b_d = \cos \theta_d \left\{ \tan \theta_d - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

F_{sm} ：急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（kN/m²）

ρ_m ：土石等の密度（t/m³）

g ：重力加速度（m/S²）

h_{sm} ：急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動の高さ（m）

- H : 急傾斜地の高さ (m)
- θ_u : 急傾斜地の傾斜度 (°)
- θ_d : 当該急傾斜地の下端からの平坦部の傾斜度 (°)
- X : 急傾斜地の下端からの水平距離 (m)
- σ : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の比重
- c : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の容積濃度
- f_b : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の流体抵抗係数
- ϕ : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の内部摩擦角 (°)
- F_{sa} : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ (kN/m²)
- h : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積高さ (m)
- γ : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の単位体積重量 (= $\rho_m g$) (kN/m³)
- δ : 擁壁の壁面摩擦角 (°)

土砂災害特別警戒区域に指定されると、以下のようなことが行われる。

○特別開発行為に対する許可制：

住宅地分譲や災害時要配慮者利用施設建築のための開発行為については、都道府県知事の許可が必要となる。

○建築物の構造の規制：

急傾斜地の崩壊に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用される。

○建築物の移転等の勧告および支援措置

①独立行政法人住宅金融支援機構の融資（家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられる）、②住宅・建築物耐震改修等事業による補助（危険住宅の除去等に要する費用および危険住宅に変わる住宅の建設に要する費用の一部が補助される）

○宅地建物取引における措置：

特定開発行為においては、県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買などの契約の締結が行えない。（宅建業法第 33 条、第 36 条）また、宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買などにあたり特定開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられる。（宅建業法第 35 条第 1 項第 12 号）

(4) 鳥取県における土砂災害警戒区域等の指定状況

区域指定の公示図書等詳細情報は「とっとり Web マップ」で公開している。

1.5 鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業

鳥取県の実施する急傾斜地崩壊対策事業（以下、「事業」という。）では、事業成果として土砂災害防止法第 9 条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域を解除（一部解除を含む。）することとしている。

土砂災害特別警戒区域の指定は、基礎調査マニュアル（案）急傾斜地の崩壊編（平成 19 年 10 月 19 日付第 200700110036 号）（以下、「マニュアル」という。）に基づいて実施していることから、事業で整備する対策施設により土砂災害特別警戒区域を解除するためには、マニュアル「3.3 対策施設の効果評価 表 3.1」に該当する施設を整備する必要がある（第 16 章 諸通知等 (3) 参照）。

マニュアルに記載のない工法を採用せざるを得ない場合には、令和元年 12 月 18 日付治山砂防課長通知のとおり、業務委託の途中段階で治山砂防課との協議を行うこと。

1.5.1 急傾斜地崩壊対策事業の事業区分及び事業区分選定フロー

急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地法を根拠法としない鳥取県の斜面对策事業について、以下に事業区分一覧表及び事業区分選定フローを示す。

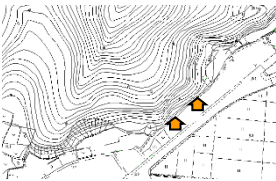
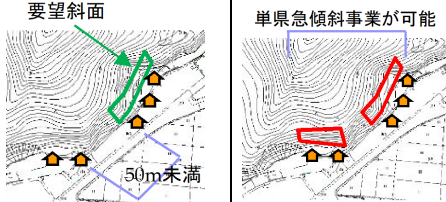
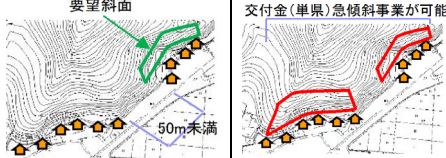
表 1-1 事業区分一覧表

区分	急傾斜地崩壊 対策事業	単県急傾斜地 崩壊対策事業	単県小規模 急傾斜地崩壊 対策事業	単県斜面崩壊 復旧事業
事業目的	<p>・急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全に質することを目的とする。</p> <p>(予防的工事)</p>	<p>・補助対象とならない急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全に質することを目的とする。</p> <p>(予防的工事)</p>	<p>・県事業の対象とならない急傾斜地において、人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(予防的工事)</p>	<p>・県事業及び単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない、荒廃林地及び急傾斜地において行う災害復旧事業を促進することにより、公共施設及び人家等を保全し、県民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(予防的なものは除く)</p>
根拠法令	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (S44.7.1 法律第57号)</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (S44.7.1 法律第57号)</p>	<p>鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助交付金要綱、実施要領 (H24.8.1 施行)</p>	<p>単県斜面崩壊復旧事業交付要綱、実施要領 (H17.4.31 施行)</p>
施行主体	県	県	市町村	市町村
施設管理	県	県	市町村	市町村
事業内容	<p>法面工 (斜面对策)</p>	<p>法面工 (斜面对策)</p>	<p>法面工 (斜面对策)</p>	<p>山腹工 (斜面对策) 溪流工 (谷止工等)</p>
施工用地	<p>有 (県が買収)</p>	<p>有 (県が買収)</p>	<p>有 (市町村が買収)</p>	<p>無 (個人所有) ※市町村の判断による</p>

表 1-2 事業の採択基準

区分		急傾斜地崩壊 対策事業	単県急傾斜地 崩壊対策事業	単県小規模 急傾斜地崩壊 対策事業	単県斜面崩壊 復旧事業
採 択 基 準	斜面要件	高さ 10m 以上、 傾斜度 30 度以上 (要配慮者施設が存 する場合は「高さ 5m 以上」)	高さ 5m 以上、 傾斜度 30 度以上	高さ 5m 以上、 傾斜度 30 度以上	なし (※その他のいず れかに該当するも の)
	保全対象	10 戸以上 (避難路又は要配慮 者施設が存する場 合は「5 戸以上」)	5 戸以上 10 戸未満	1 戸以上 5 戸未満	1 戸以上
	公共施設等	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院等) ・避難場所	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院等)	(・人家に含むもの) 避難場所、工場、 作業場、公民館、 学校、旅館、郵便局、 寺、病院など	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院、鉄道、 道路、港湾等) ・共同利用施設、 重要な産業施設
	その他	・移転適地がない こと	・移転適地がない こと	・移転適地がない こと	・1、2 級河川の上 流流域箇所を下 流域に被害を与 えるもの。 ・耕地、ため池、用 排水施設 ・国庫補助に関連 して行うもの。 ・知事が必要と認 めるもの。
	事業費	7,000 万円以上 (避難路が存する場 合は「8,000 万円 以上」)	—	—	100 万円以上
	法指定の有無	有	有	無	無
	補助率	1 / 2	—	1 / 2	1 / 2 以内かつ市 町村負担と同額補 助
地元負担	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	

表 1-3 斜面高・保全人家戸数における事業区分

斜面 直高	10m 以上	5~10m 未満	5m 未満	事業 主体	斜面と保全家屋数	備考
	対応事業					
人家 戸数	—					
0 戸	—					
	【単県】 単県斜面崩壊復旧事業 (災害復旧対応のみ)			市 町 村		
1~4 戸	【単県】 単県小規模急傾斜地 崩壊対策事業		—	市 町 村		
5~9 戸	【単県】 単県急傾斜地崩壊 対策事業		—	県		対策要望斜面直下の保全家屋が5戸未満であっても一連の斜面で5戸以上なら単県急傾斜事業
10 戸以上	【交付金】 急傾斜地崩壊対策事業 (要配慮者施設が存する場合は「高さ5m以上」) (避難路又は要配慮者施設が存する場合は「5戸以上」)	【単県】 単県急傾斜地崩壊対策事業	—	県		対策要望斜面直下の保全家屋が5戸未満であっても一連の斜面で10戸以上なら交付金急傾斜事業

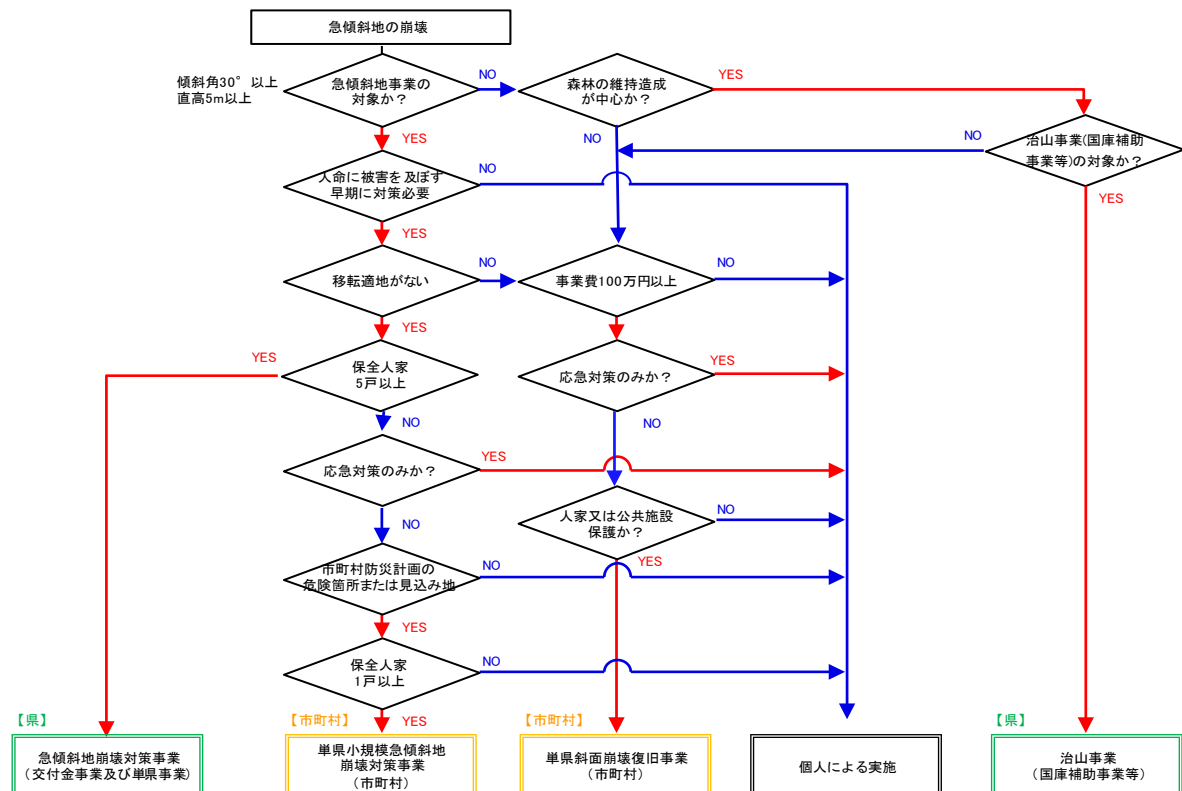


図 1-3 事業区分選定フロー図

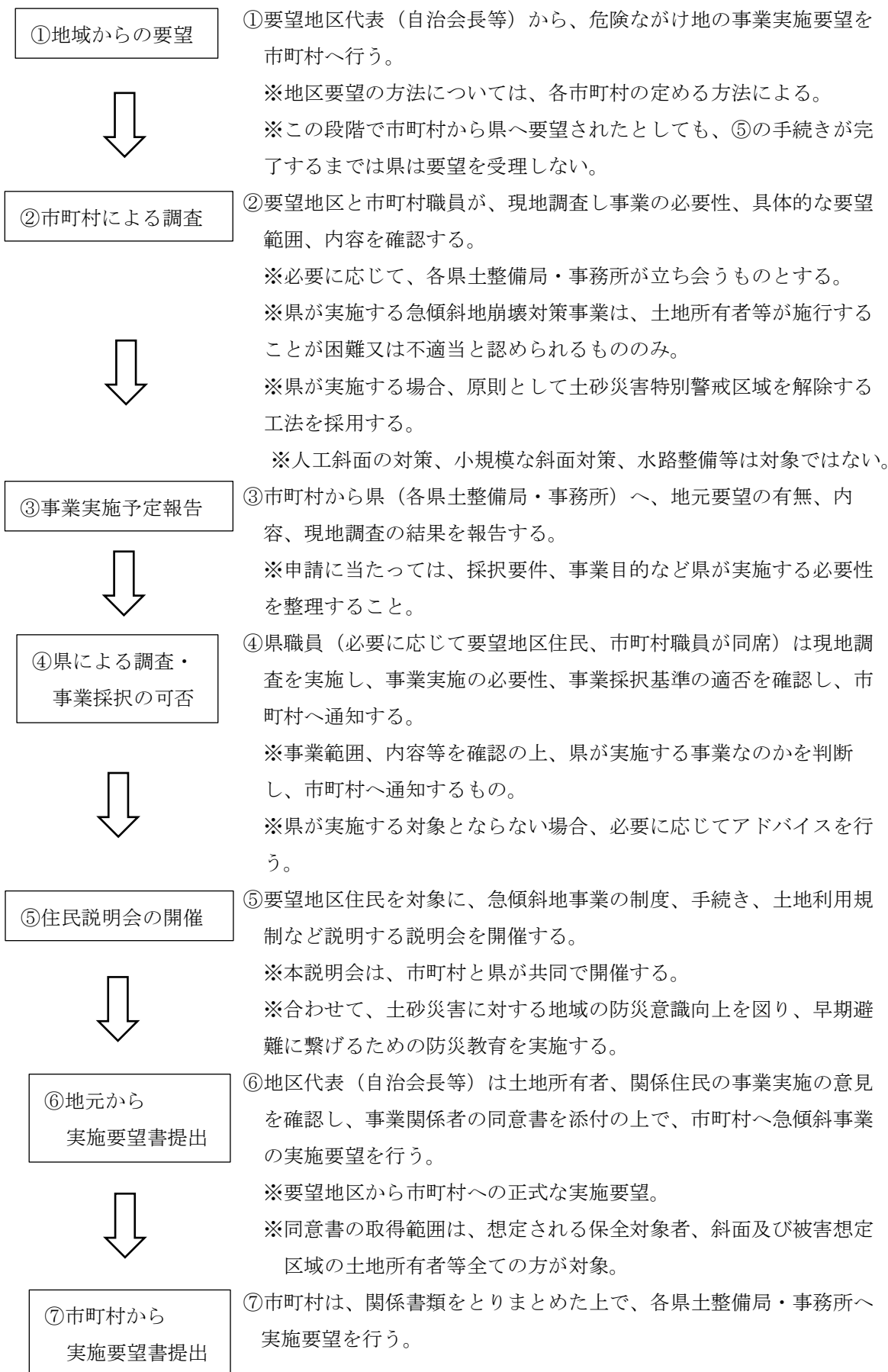
1.5.2 急傾斜地崩壊対策事業実施までの手続き

急傾斜地崩壊対策事業は、本来、土地所有者、管理者、被害を受けるおそれのある者が行うことになっているが、前述の 1.3.2(3)に述べたとおり、これらの者が施行することが困難又は不適当な場合に県が代わって対策工事を実施している。しかし近年、事業着手後の事業反対や相続困難等により、事業調整に多大な労力を要している状況にある。

このため、急傾斜地法の趣旨に鑑みて、地元住民の協力を得て事業を進めることが重要であることから、鳥取県では以下のフローのとおり事業要望の扱いを定めている。

詳細は、15.1 諸通知(1)「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて」(R1.12.2 付け治山砂防課長通知)を参照すること。

事業実施までの手続きフロー



1.5.3 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金

急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業では、受益者負担金制度が設けられている。(法第23条)

鳥取県では、『地方財政法第27条の規定に基づく市町村負担金(分担金)』として個人負担分も含めて市町から徴収している。負担割合は、国通知(H8.5.10 建設省河傾発第10号)に基づき県議会の議決『土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金(S34.3.20)』を根拠としている。なお、個人負担の割合は各市町で別途定められている。

急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金割合は以下の通りである。

- (1) 公共施設に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

公共施設に関連するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に次号の一に該当する施設がある場合をいう。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条第1号の河川および第3号の砂防設備。
- ② 道路法第3条第1号の高速自動車国道、第2号の一般国道、第3号の都道府県道および第4号の市町村道のうち幹線市町村道および迂回路のないもの。
- ③ 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設および軌道法第1条第1項に規定する軌道。
- ④ 水道法第3条第8項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第5条第1項第6号に規定する配水管を除く。

- (2) 避難関連に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

避難関連に関するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に市町村地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所がある場合をいう。

- (3) 災害弱者関連施設に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

災害弱者関連施設に関連するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、医療提供施設または幼稚園がある場合をいう。

- (4) 大規模斜面に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

大規模斜面とは、高さがおおむね30m以上の斜面をいう。

- (5) 緊急改築に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

緊急改築に関連するとは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において、同法第21条の補助を受けて施工した急傾斜地崩壊防止施設のうち災害防止機能が不足する施設の改造を行うものをいう。

- (6) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施した箇所において、その後、おおむね2年間に事業を施行する場合に、崩壊により家屋半壊以上の被害があった箇所において施行する、(1)、(2)もしくは(3)に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の5%とし、その他の事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。

- (7) (1)、(2)もしくは(3)でかつ(4)に関連する事業、または(1)、(2)もしくは(3)でかつ(5)に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の5%とする。

- (8) (1)から(7)以外の事業に係る受益者負担金相当額は事業費の20%とする。

表 1-4 (参考) 受益者負担金割合一覧表

項 目		負担金割合	備 考
一 般	大規模斜面	10%	(4)
	緊急改築	10%	(5)
	災関フォロー	(10) %	(6)
	その他	20%	(8)
公共施設避難 関連災害弱者	大規模斜面	5%	(7)
	緊急改築	5%	(7)
	災関フォロー	(5) %	(6)
	その他	10%	(1) , (2) , (3)

() は家屋半壊以上の被害があった場合。

※「公共関連」とは、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域（被害想定区域）内に次号の一に該当する施設がある場合をいう。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条第 1 号の河川及び第 3 号の砂防設備。
- ・道路法第 3 条第 1 号の高速自動車国道、第 2 号の一般国道、第 3 号の都道府県道ならびに第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの。
- ・鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設および軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道。
- ・水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第 5 条第 1 項第 6 号に規定する配水管を除く。

具体的には表 1-5 に示す施設がある場合をいう。

表 1-5 公共関連施設

項 目	内 容	具 体 的 施 設
河 川	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条第1号の河川及び第3号の砂防設備。	<ul style="list-style-type: none"> ○1、2級河川 ○準用河川 ○普通河川 (いずれも直高1m未満の小堤を除く) 上記河川にはいずれも維持管理上必要な堤防・護岸・水制・床止め・その他施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする海岸も含む。 ○砂防法が適用もしくは準用される <ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・治水上砂防のため施設されたもの ・または砂防法第3条第2号に規定による天然の河岸
道 路	道路法第3条第1号の高速自動車国道、第2号の一般国道、第3号の都道府県道ならびに第4号の市町村道のうち幹線市町村道および迂回路のないもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車国道、一般国道 ○都道府県道 ○幹線(1、2級)市町村道 ○迂回路のない上記以外の市町村道
鉄 道	鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設及び軌道法第1条第1項に規定する軌道。	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道施設のうち <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道線路 ・停車場 ・車庫及び車両検査修繕施設 ・運転安全設備 ・変電所等設備 ・電路設備 ○一般交通の用に供する軌道
水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第5条第1項第6号に規定する配水管を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ○水道のための <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設 ・貯水施設 ・導水施設 ・浄水施設 ・送水施設 ・配水施設(配水管を除く) (専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者または専用水道の設置者の管理に属するもの。